

特定非営利活動法人石巻・田代島しまおこし隊 理事長 殿

宮城県環境生活部長



### 市民への説明の要請について（通知）

貴法人に関する外部からの情報提供を受け、当部共同参画社会推進課が、貴法人から提出された事業報告書の精査及び貴法人関係者から直接聴取しました結果、下記1の事実が確認されました。

つきましては、下記2に掲げる事項について、別添の「宮城県における『特定非営利活動促進法の運用方針』」に基づき、下記3により、市民への説明を実施するとともに、実施状況及び説明内容等について、宮城県まで書面により報告するよう要請いたします。

市民への説明は、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）の趣旨に鑑み、特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）が自らに関する情報を公開するものです。このため、この要請及び宮城県に提出された文書は、広く市民間において情報が共有されるように、また所轄庁における手続きの透明性を確保する観点から、宮城県のホームページ上に掲載して公表いたします。なお、期限を過ぎても報告がなかった場合もその旨を掲載し公表いたします。

### 記

#### 1 確認された事実

- (1) 貴法人の主たる事務所は「宮城県石巻市住吉町一丁目6番20号」であるにもかかわらず、主たる事務所に前事業年度の事業報告書、役員名簿及び定款等を備え置いていない。このことは、法第28条第1項及び第2項に違反するおそれがある。
- (2) 正会員が総会の招集を受けた認識が無い。このことは、法第14条の4に違反するおそれがある。
- (3) 事業報告書に記載の固定資産は、石巻市田代島に開設予定のWAQUAであるとのことだが、法人所有としての権利関係が不明である。
- (4) 貴法人の名称で行われている「田代島しまおこしプロジェクト」に係る募金活動は、特定の法人会員が統括しており、集められた募金は、その法人で管理され、当法人に入金されていない。

#### 2 説明していただきたい事項

上記1に記載した事実の有無及び事実誤認等がある場合はその内容。また、適正化に向けた今後の対応及び改善策等。

- (1) 上記1（1）について、適正化に向けた今後の対応及び改善策等
- (2) 上記1（2）について、総会及び理事会における審議の状況
- (3) 上記1（3）について、事業年度末日から2か月以内にしなければならない資産の総額に係る登

記の状況（法第7条、組合等登記令第2条第2項第6号及び第3条第3号関係）及び不動産の登記の状況

(4) 上記1(4)について、集められた募金の流れ及び募金活動に係る特定の法人会員の役割

### 3 市民に対する説明

#### (1) 説明の実施方法

市民への説明は自主的に実施されるべきものであり、実施方法については、貴法人の検討に委ねられるものです。参考例としては以下のものがありますが、説明内容を記載した文書を共同参画社会推進課に対して送付し、共同参画社会推進課のホームページに掲載することによって代替することもできます。

〔例〕

- ・ 貴法人の事務所における誰でも閲覧可能な状態での説明文書の掲示、備置き及びニュースレター等への掲載
- ・ 貴法人が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- ・ 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の案内を予め周知しておくのが望ましいと考えられます。）

#### (2) 説明の期限

平成29年7月20日（木）

#### (3) 共同参画社会推進課への書面送付期限

平成29年7月27日（木）※必着

### 4 提出先

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県環境生活部共同参画社会推進課

#### 【参考】

#### ◎特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）（抄）

（登記）

第七条 特定非営利活動法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

（社員総会の招集）

第十四条の四 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

（事業報告書等の備置き等及び閲覧）

第二十八条 特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。）並びに前事業年度の末日

における社員のうち十人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面（以下「事業報告書等」という。）を作成し、これらを、翌々事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

- 2 特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、役員名簿並びに定款等（定款並びにその認証及び登記に関する書類の写しをいう。以下同じ。）を、その事務所に備え置かなければならない。

◎組合等登記令（昭和39年政令第29号）（抄）

（設立の登記）

第二条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にならなければならない。

- 2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 目的及び業務
- 二 名称
- 三 事務所の所在場所
- 四 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- 五 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
- 六 別表の登記事項の欄に掲げる事項

（変更の登記）

第三条 組合等において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、出資若しくは払い込んだ出資の総額又は出資の総口数の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から四週間以内にすれば足りる。
- 3 第一項の規定にかかわらず、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、当該末日から二月以内にすれば足りる。

【連絡先】

共同参画社会推進課NPO・協働社会推進班  
〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1  
電話：022-211-2576／FAX：022-211-2392  
E-mail：kyoshan@pref.miyagi.lg.jp